

処 分 基 準

基準の名称	指定療育機関医療担当規程	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
児童福祉法	20条第8項	指定療育機関の指定取消し
基準の内容		
<p>昭和34年9月5日厚生省告示第260号「指定療育機関医療担当規程」に適合していないと認めるとき</p> <p>指定療育機関医療担当規程</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 指定療育機関は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、懇切丁寧に、法第20条第2項の医療（以下単に「医療」という。）を担当しなければならない。 (診療開始時の注意)</p> <p>第2条 指定療育機関は、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあつては、市長とする。以下同じ。）の交付した療育券を提出して療育の給付に関する診療を求められたときは、正当な理由がなく拒んではならない。</p> <p>第3条 指定療育機関は、療育券を提出して療育の給付に関する診療を求められたときは、当該療育券が有効であることを確かめなければならない。 (収容する病室)</p> <p>第4条 指定療育機関は、療育の給付に係る結核にかかっている児童（以下「結核児童」という。）を児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第9条第1号に規定する病室に収容しなければならない。 (療養生活の指導)</p> <p>第5条 指定療育機関は、結核児童に対し、その年齢、症状等に応じ、適切な療養生活の指導を行わなければならない。 (診療を行う時間等)</p> <p>第6条 指定療育機関は、結核児童が義務教育を受けやすいように、その児童の診療を行う時間等につき、適切な措置を講じなければならない。 (援助)</p> <p>第7条 指定療育機関は、療育券の有効期間を延長する必要があると認めたときは、すみやかに、当該結核児童に対し必要な援助を与えなければならない。 (証明書等の交付)</p> <p>第8条 指定療育機関は、結核児童、その親権を行う者若しくは後見人又は療育券を交付した都道府県知事から、その行っている医療につき、必要な証明書、意見書等の交付を求められたときは、無償で交付しなければならない。 (診療録)</p> <p>第9条 指定療育機関は、結核児童に関する診療録を健康保険の例によつて調製しなければならない。 (帳簿の保存)</p> <p>第10条 指定療育機関は、診療報酬の請求に関する帳簿その他の書類を、その完結の日から3年間保存しなければならない。 (通知)</p> <p>第11条 指定療育機関は、医療に係る療育の給付に関し、次の各号の一に該当する事実を知つたときは、すみやかに、意見を付して療育券を交付した都道府県知事に通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 正当な理由がなく療養に関する指導に従わないこと。2 詐欺その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたこと。		